

平成 2 3 年度 予算概算要求の概要

知的財産課 予算概算要求の概要

生産局 知的財産課

平成 2 2 年 8 月

農林水産省

平成 2 3 年度知的財産課予算概算要求の概要

	概算額（百万円）	頁
未来を切り拓く 6 次産業創出総合対策のうち 知的財産戦略・ブランド化総合事業 （内訳） 農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業 食文化活用・創造事業 農林水産知的財産戦略総合推進事業 地域ブランド化・新需要創造支援事業(技術普及課) 東アジア植物品種保護基盤等強化事業	 2 0 3 7 6	 2 4 6 10
独立行政法人種苗管理センター運営費交付金	2 , 7 8 1	
独立行政法人種苗管理センター施設整備費補助金	2 3	
事務費	1 7 8	
計	3 , 2 6 1	

知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち 農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業

＜未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち(基幹)農林漁業者の加工・販売への取組促進＞

【203(291)百万円の内数】

対策のポイント

農林水産物・食品の地域ブランド化のための知的財産制度関係支援活動や「地域ブランド化取組ガイドライン(仮称)」の効果検証のための取組みを支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 「新たな農林水産省知的財産戦略」にて地域ブランド化を目指す取組の支援を位置付け。
- ・ 安納いも(鹿児島県：種子屋久農業協同組合)：種子島地域で栽培されたさつまいも「安納いも」の生産技術向上や販路拡大に取り組み、平成18年から平成21年にかけて生産量、出荷額ともに約3倍に。
- ・ 豊前棚田ゆず(福岡県：豊前棚田ゆず振興協議会)：生産数量が減少傾向にあった豊前棚田産のゆずを「ゆずペースト」などの新商品を開発することで知名度を高め、外国での販路拡大にも取り組んでいる。

政策目標

地域ブランド化に取り組んだ地区での売り上げ増加による9.5億円／年の経済効果の発生(平成27年度)

＜主な内容＞

1. 食と農林水産物の地域ブランド協議会の運営

農林水産物・食品の地域ブランド化に取り組む主体とそれを支援する者などが情報交換・情報発信する場としての協議会の運営。

2. 農林水産物・食品の地域ブランド化のための知的財産制度関係支援活動の実施

地域ブランドの商標、地域団体商標等の知的財産制度を活用した保護・活用について、地域で専門家によるセミナーを開催。

3. 「地域ブランド化取組ガイドライン(仮称)」の効果検証のための活動の実施

「地域ブランド化取組ガイドライン(仮称)」を用いた農林水産物・食品の地域ブランド化取組の効果検証、検証結果のガイドラインへの反映。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局知的財産課 (03-3502-5525(直))]]

農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業

目的：農林水産物・食品の地域ブランド化を通じた我が国農林水産業の競争力強化

ポイント：地域ブランド化を目指す取組のための全国レベルでの共通基盤を構築する。

【事業の内容】

地域ブランド化を目指す取組のための共通基盤の構築を支援

- ① 農林水産物・食品の地域ブランド化に取り組む主体とそれを支援する者との情報交換・情報発信する場としての協議会・HPの運営
- ② 農林水産物・食品の地域ブランド化のため、商標、地域団体商標等の知的財産制度を用いた保護・活用について専門家が指導・助言
- ③ 「地域ブランド化取組ガイドライン(仮称)」の効果検証

地域ブランド化の取組の例



<安納いも> (種子屋久農業協同組合：鹿児島県)

種子島地域で栽培されたさつまいも「安納いも」のブランド化を図るため、生産技術の向上や販路開拓などに取組み、成功を収めている。平成18年から平成21年にかけて、生産量が約3倍(758t→2231t)、出荷額が約3倍(1億2678万円→4億38万円)になっている。地域団体商標を出願中(平成20年10月)。



<長州黒かしわ> (深川養鶏農業協同組合：山口県)

天然記念物である「黒柏鶏」を改良した新鶏種である「長州黒かしわ」を山口県初のオリジナル地鶏としてブランド化を図るため、ブランド戦略、商品のコンセプト、販路開拓などの行動計画を作成した。図形商標を出願中(平成21年9月)。



<豊前棚田ゆず>

(豊前棚田ゆず振興協議会：福岡県)

生産数量が年々減少していた豊前棚田産ゆずを、「ゆずペースト」などの新商品を開発すること、知名度を上げている。フランスに向けた輸出しており、国内だけでなく外国まで販路拡大に取り組んでいる。ゆず(青果)の単価も80円から120円に上がっており、22年度は単価200円を目指している。図形商標を出願中(平成22年2月)。

【事業実施主体】 民間団体

【概算要求額】 203百万円の内数

知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち 食文化活用・創造事業

＜未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち(基幹)農林漁業者の加工・販売への取組促進＞
【203(291)百万円の内数】

対策のポイント

地域の食材を活用した特徴ある料理について、地域団体商標、意匠等知的財産権の取得を目指す取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 外食業界で模倣を巡るトラブルが発生している。
- ・ 知的財産権取得により模倣品への牽制効果が期待できる。
- ・ 地域団体商標の取得状況：登録査定件数457件のうち農林水産物・食品234件（平成22年6月20日現在）と農林水産分野が過半を占めているが、ほとんどは商品名での登録であり、料理（役務）としての登録は少ない。
- ・ 地域の食材を活用した特徴ある料理等について、知的財産権の取得拡大を図る。

政策目標

事業実施地区当たり年間3万食売り上げることにより、9地区合計で2億7千万円/年の直接的な経済効果が発生するとともに、4千万円/年の地域食材の売り上げが新たに発生する（平成27年度）。

＜主な内容＞

1. 全国段階

食の分野で地域団体商標、意匠等知的財産権を取得している事例、地元食材を使用した創作料理等を開発して地域の活性化につなげている事例等先進的な取組を調査し、知的財産面における課題・対策等の体系的な整理・分析を行う。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 地域段階

農林水産業者、販売業者、飲食業者、宿泊業者等の連携の下、地域団体商標、意匠等知的財産権の取得を目指して、創作料理の開発等を行い、その知的財産権の取得に必要な周知性を得るための取組を支援する。

補助率：1/2
事業実施主体：農林漁業者、販売業者、飲食業者、宿泊業者等

【お問い合わせ先：生産局知的財産課（03-3502-5525（直））】

地域の食材を活用した特徴的な料理等について、地域団体商標、意匠等知的財産権の取得を目指す取組を支援する。

【全国段階】

食材・食文化の専門家、知的財産の専門家等からなる委員会において、先進事例調査を行い、知的財産面における課題・対策等について体系的に整理・分析。

＜先進事例＞

- ①食の分野において、地域団体商標、意匠等知的財産権を取得している事例
- ②地域の伝統的な食材、食品、料理、器等を総合的に活用し、経済的価値を創出している事例
- ③地元食材を使用した創作料理等を開発して地域の活性化につなげている事例



【地域段階】

農林水産業、販売業、飲食業、宿泊業等の複数の分野の人材が連携して、地域の料理の工夫や見直し、又は創作料理の開発等を行い、地域の食に対する認知度向上を図り、知的財産権の取得を目指す取組を支援。

食文化発信店の認定

地元食材で創作料理

周知活動

農業、商工業、サービス業等の関係者が一体となって、知的財産権の取得を目指す

農林水産業者



料理店、料理人



旅館、ホテル



八百屋、百貨店



伝統工芸

【事業実施主体】全国段階：民間企業

地域段階：農林漁業者、飲食業者等が組織する協議会

【概算要求額】 203百万円の内数

知的財産戦略・ブランド化総合事業のうち

農林水産知的財産戦略総合推進事業

< 未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち(基幹)農林漁業者の加工・販売への取組促進 >

【203(291)百万円の内数】

対策のポイント

農業分野における知的財産の創造・保護・活用を推進するため、国内外での知的財産の保護強化等、新たな農林水産省知的財産戦略に基づき、総合的な施策を展開します。

< 背景 / 課題 >

- ・ 海外における知的財産保護のための情報収集・共有体制の整備・運営
- ・ 地球温暖化の影響によると思われる野菜の高温障害、病害虫の発生
- ・ 他産業と比較して、農林水産分野の知的財産を活用する体制が不十分

政策目標

農林水産知的財産保護コンソーシアム会員数を前年度比で1割以上増加
(平成23年度)

温暖化対応の野菜の新品種を7品目で開発(平成26年度)

< 主な内容 >

1. 我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応

海外での我が国の地名等を利用した不当な商標出願に対し、「農林水産知的財産保護コンソーシアム」への支援を通じ、県等利害関係者による適時かつ効果的な対応を後押しします。

2. 温暖化に対応した新品種の開発

国内外で温暖化に対応した品種を探索し、栽培・選抜を行い、野菜の新品種を開発します。

3. 農林水産知的財産情報の集積・発信

農林水産分野の試験研究成果や技術に関する情報等の農林水産知的財産情報について一元的に提供するシステムを運用し、活用しやすい形での情報提供を行います。

農林水産知的財産戦略総合推進事業 203(291)百万円の内数
補助率：1、3については定額、2については1/2
事業実施主体：民間団体 等

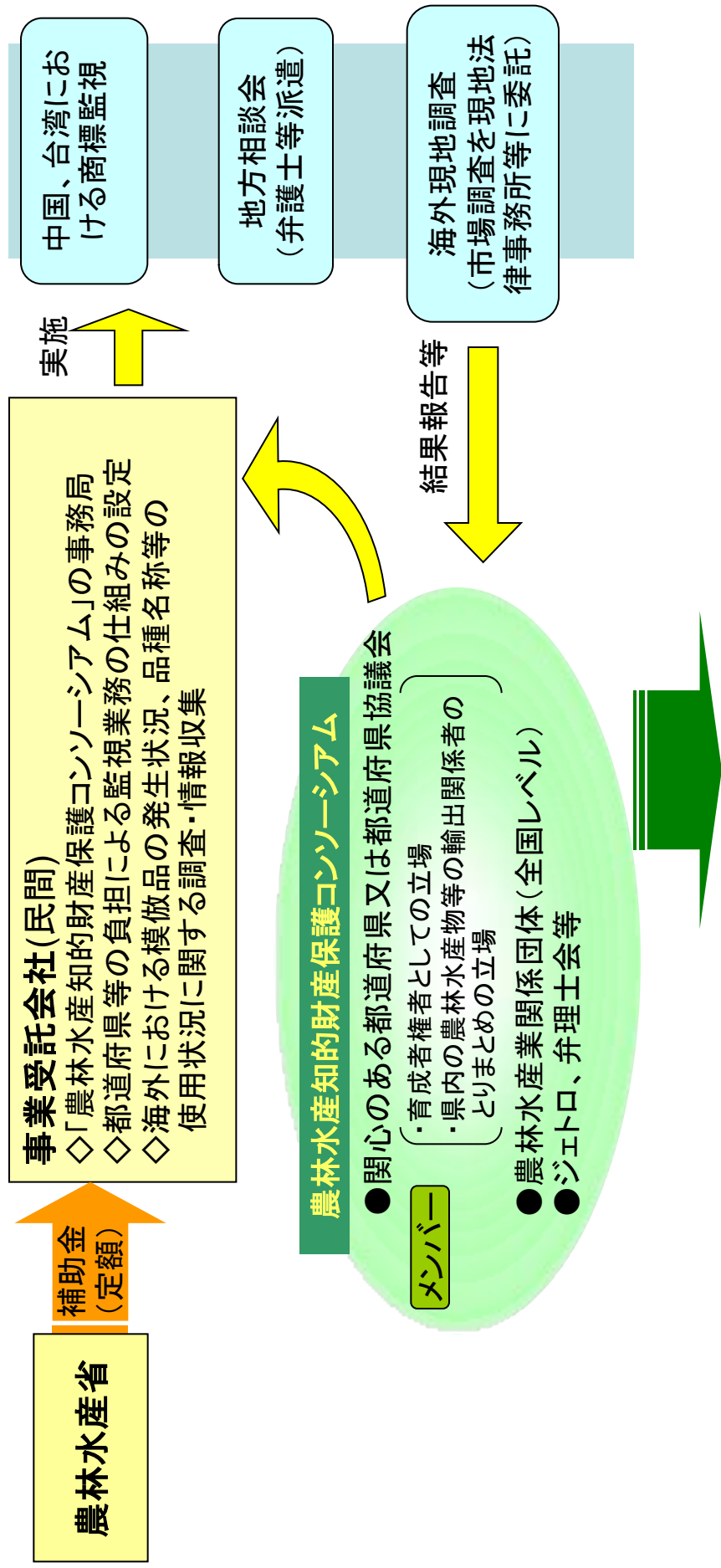
[お問い合わせ先：生産局知的財産課 (03-3502-5525(直))]

我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題への対応

続発する海外商標問題

「青森」「讃岐」等、中国、台湾等における我が国の地名、品名等の商標出願・取得や我が国の農林水産物等の高い評価に便乗した模倣品・海賊版の増加

→ 海外での知的財産権取得、不当な商標出願に対する異議申立て等を行うためには情報把握と共同対応が不可欠



我が国農林水産物の知的財産面での取組強化により日本ブランドの海外展開を実現

【事業実施主体】 民間団体 【概算要求額】 203百万円の内数

温暖化に対応した新品種の開発

地球温暖化の影響によると思われる野菜の高温障害、病虫害の発生



しかし、温暖化に対応する野菜の品種開発には、

- ①素材となる植物の探索・導入
- ②生理・病理の専門的な知見や専門の施設を使った調査が必要であり、食味の改善等に係る品種開発に比べ、困難



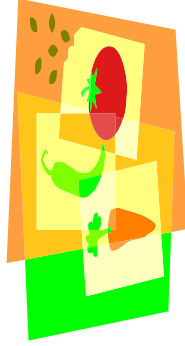
民間企業が試験研究機関等と共同で行う野菜の温暖化対応品種開発を支援

必要な経費の1/2以内を補助

- ・最大で1品目当たり約320万円／年
(平成22年補助事業開始、最長5年間継続)

(対象となる補助経費)

- ①育種に必要な素材となる植物の導入に要する費用
- ②開発中の品種が「高温に強い」、「病害に強い」といった性質を確認するための調査費用
- ③開発品種の性質の安定化を図るため、栽培・選抜に必要な費用等



事業成果の知的財産の取扱い

開発の成果(中間母本となる品種)は、事業終了後5年間は開発した民間企業の独占利用(秘匿)を認め、その後は、成果の公開(公知化)又は種苗法に基づく出願を行い、第三者に対して新品種の育成等のための利用を認めることを事業実施に当たっての条件とする。

【事業実施主体】 民間団体 【概算要求額】203百万円の内数

東アジア植物品種保護基盤等強化事業

< 未来を切り拓く 6 次産業創出総合対策のうち（市場拡大）海外市場開拓 >

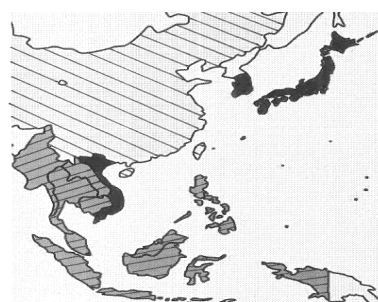
【 7 6 (1 1 1) 百万円 】

対策のポイント

東アジア植物品種保護フォーラムを活用し、将来の「東アジア品種保護庁」の設立を視野に入れた、国際的に調和のとれた植物品種保護制度の整備を進めます。

< 背景 / 課題 >

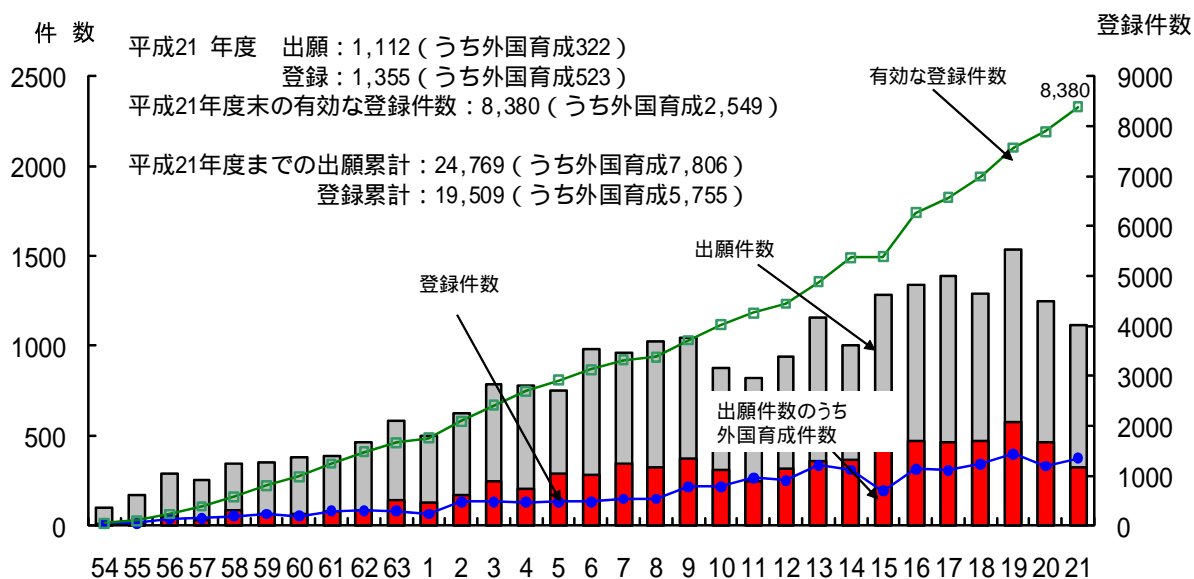
- ・わが国の植物新品種の登録件数は、世界第3位。
- ・東アジア地域の多くは、植物品種保護制度が未整備であり、これらの国でわが国の優良な品種が栽培、逆輸入され、国内産地を脅かす事例が顕在化。
- ・新成長戦略で「知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す」とされたことを踏まえ、東アジア各国の植物品種保護制度の整備を促進する必要。



保護対象植物	
UPOV91年条約	全植物(加盟後10年以内)
UPOV78年条約	24種類以上
UPOV非加盟	—

UPOV加盟国における登録件数上位5か国・地域（平成20年1月～12月の1年間合計）
EU 2,211、米国 1,589、日本 1,236、ウクライナ 704、ロシア 639

新品種の出願・登録の状況



政策目標

東アジア各国の植物品種保護制度を強化（平成24年度）

- ・制度未整備国において、制度整備に向けた具体的な取り組みを支援
- ・制度運営が不十分な国において、審査対象植物数を平成20年度比で2割以上増加

植物新品種の品種登録に係る平均審査期間を2.3年に短縮（平成26年度）

<主な内容>

1. 東アジア地域における植物新品種保護制度の整備促進

将来の「東アジア品種保護庁」創設を見据え、「東アジア植物品種保護フォーラム」を活用し、技術協力・人材育成等の活動推進やEUにおける地域共通制度の調査を実施します。

東アジア植物品種保護フォーラム推進事業 56(69)百万円
事業実施主体：民間団体等

2. わが国審査基準の国際基準への反映

海外での植物新品種に係る権利取得を容易にするため、UPOVの技術作業部会を我が国で開催し、UPOV主要国として技術作業部会での審査基準に関する技術的議論をリードします。

UPOV技術作業部会開催事業 6(0)百万円
事業実施主体：民間団体等

3. 審査の迅速化

育成者権の適切な保護を図るため、審査に必要な植物種類ごとの主要な特性を整理し、審査基準案を作成します。

種苗特性分類調査 6(6)百万円
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

4. 登録品種の標本・DNA保存

近年の育成者権侵害に的確に対応するため、登録品種の植物体の一部及びDNAの保存を実施します。

登録品種の標本・DNA保存等事業 8(24)百万円
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：生産局知的財産課

1・2・4の事業： (03-6744-2118(直通))

3の事業： (03-6744-2120(直通))

東アジア植物品種保護フォーラム推進事業

- 平成20年度以降、2年にわたリフォーラム協力活動を実施してきた中で、インドネシア、タイがUPOV加盟に向けた国内法整備に向けて動き出すなど、東アジア各国における植物品種保護制度の整備に向けた主体的な取組が現れてきたところ。
- こうした気運を更に醸成し、「東アジア品種保護庁」の創設を見据えた東アジアにおける植物品種保護体制を確立する必要。

東アジア植物品種保護フォーラムとは

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の植物品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより、ASEAN+日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」を設立し、各国の品種保護制度のレベルアップを図っている。

フォーラム本会合は各国で持ち回りで開催
第1回：日本（平成20年7月）
第2回：中国（平成21年4月）
第3回：韓国（平成22年4月）
第4回：インドネシア（平成23年予定）

事業内容

フォーラム参加国の要望等を踏まえ、積極的な協力的な協力活動を展開

- (1) 各国における保護制度の整備に必要な、植物の審査技術の向上や審査基準の作成について支援を行う専門家の派遣
- (2) 将来、各国の制度設計を担う当局の専門家を日本に受け入れ、長期・短期の集中研修の実施
- (3) 制度整備に向けた機運を醸成するため、各国の生産者や育成者や育成者を対象とした制度の必要性・有用性に関する意識啓発セミナーの開催 等



「東アジア植物品種保護フォーラム」第3回会合
(2010年4月28日、於ソウル)

【概算要求額】 56百万円